

前回地域部会やヒアリングにおける  
ご意見と対応の方向性について

## 1 第1回村上市・胎内市沖地域部会における主な意見と対応の方向性

| 番号 | 意見  | 事務局回答   | 対応の方向性   |
|----|---|---|--|
| 1  | <p>(三面川鮭産漁業協同組合 佐藤組合長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以前に、当該地域で洋上風力の検討を進めたが頓挫した。内水面漁業にとっては、洋上風力はプラスになることはないと考える。</li> <li>調査等により科学的なデータを取得するには時間を要する。サケが降河した後、北上するまでは沿岸部で過ごすと言われている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>サケ等の魚類については、専門家に相談しながら進める必要があると考える。</li> <li>ゾーニングに伴う調査については、委託されている環境省に相談しながら決めていきたい。<br/>事業化された後は、事業者が調査を実施していくことになる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>洋上風力発電により想定されるサケの回遊等への影響について、サケに関する有識者へのヒアリングを実施</li> <li>有識者へのヒアリング結果を踏まえた風車設置によるサケの回遊等への影響調査を検討中</li> </ul> |
| 2  | <p>(岩船港利用促進協議会 竹内会長)</p> <p>平成26～30年に、岩船地域での洋上風力発電の推進について協議してきた。</p> <p>その際は、岩船港の利用や航路等について議論する前に中止となったが、今回はこの点も議論する必要がある。</p>  | <p>他県の事例では、ゾーニングにあたって船舶が頻繁に通行する航路は、保全エリアに設定しているようである。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>航路や岩船港の利用状況について関係機関・団体に確認した上で、既存利用者の支障にならないようにゾーニングにおいてエリアの設定を行う。</li> </ul>                                  |
| 3  | <p>(村上市観光協会 浅野会長)</p> <p>景観の評価は、人によって見解が分かれることが多々ある。前回の村上市での協議では、この議論の前に中止となったが、今回はこの課題にも向き合う必要がある。</p>   | <p>事業者の洋上風力発電事業の環境アセスメントの配慮書に対する環境大臣意見でも、景観についての意見があった。</p> <p>西海市では世界遺産候補地からの眺望の状況として視野範囲を示す等している。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点や名勝から洋上風力発電施設がどのように見えるかを確認する「フォトモンタージュ」による景観調査を計画</li> </ul>  |

## 2 海面漁業協同組合へのヒアリングにおける主な意見と対応の方向性

|                                      | 意見   | 対応の方向性  |
|--------------------------------------|--|---|
| 新潟漁業協同組合<br>岩船港支所<br>(令和2年<br>3月24日) | <b>1 洋上風力発電により想定される漁業への影響について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電事業により潮流が変化した場合、サケへの影響が懸念される。</li> <li>風車による音の魚への影響はあるかもしれないが、慣れれば問題ないのではないか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、一般的に信頼性が確保される程度の知見が確立されていないため、洋上風力発電を実施する場合は、事業者に対して、事業開始前から建設工事、事業実施期間中の継続的な漁業影響調査の実施を求める。</li> </ul> <p><b>【参考】</b><br/>再エネ海域利用法に基づく「一般海域における占有公募制度の運用指針」において、「協議会において、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法について協議し、その内容を公募占用指針に記載する。」とされている。(参考資料1)</p> |
|                                      | <b>2 漁業に支障が生じるおそれがある風車の設置場所について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同漁業権の区域内及び離岸3マイル以内(※)において、風車を建設することは操業に問題ない。</li> <li>離岸3マイル以遠においては、知事許可による板びき網漁業を実施しており操業に支障が生じるおそれがある。<br/>本支所以外にも操業を行っている県内の漁業者の数は多く、風車設置の調整は困難と考える。県外の漁業者が来ることはない。</li> <li>離岸3～4マイルの範囲内で、調整可能な場所はあるかもしれない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>離岸3マイル以遠における漁業に支障が生じないようゾーニングの配慮・調整エリアを検討する。</li> </ul>  |
|                                      | <b>3 洋上風力発電により期待される効果について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>風車の漁礁としての効果は期待している。釣り客を案内する場所としても適しているかもしれない。</li> <li>風車の設置により、違法操業の防止に役立つかもしれない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>他県や海外の洋上風力発電の事例では、漁業協調及び漁業振興策が実施されている。</li> </ul> <p><b>【参考】</b><br/>第2回新潟県洋上風力発電導入研究会 講演資料<br/>一般社団法人海洋産業研究会<br/>「洋上風力発電と漁業協調・地域振興について」<br/>(参考資料2)</p>   |

|  | 意見   | 対応の方向性   |
|--|--|--|
| 新潟漁業<br>協同組合<br>北蒲原支所<br>(令和2年<br>3月26日) | <b>1 洋上風力発電により想定される漁業への影響について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>風車の建設後には魚が増えも減りもしないのかもしれないが、工事中は減少するのではないかと。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、一般的に信頼性が確保される程度の知見が確立されていないため、事業者に対して、事業開始前から建設工事、事業実施期間中の継続的な漁業影響調査の実施を求める。</li> </ul> |
|  | <b>2 漁業に支障が生じるおそれがある風車の設置場所について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>支所管内は、刺網を手で引き上げる漁師が多いので、浅い海域が主な漁場となっている。</li> <li>主に水深7～20m程度の場所でさし網を用いており、水深20m以浅の風車の設置には注意してもらいたい。</li> <li>海岸から概ね3km程度の範囲内で実施するので、離岸3km以遠で風車を設置することについては問題ない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね水深20m以浅における漁業に支障が生じないようゾーニングの配慮・調整エリアを検討する。</li> </ul>                                      |
|  | <b>3 洋上風力発電により期待される効果について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>風車の柱にムラサキガイが付着して、これを餌としてタイが寄ってくるかもしれない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>他県や海外の洋上風力発電の事例では、漁業協調及び漁業振興策が実施されている。</li> </ul>   |

### 3 内水面漁業協同組合へのヒアリングにおける主な意見と対応の方向性

| ヒアリング先                             | 意見  | 対応の方向性  |
|------------------------------------|---|---|
| 三面川鮭産<br>漁業協同組合<br>(令和2年<br>3月25日) | <p><b>1 洋上風力発電により想定される漁業への影響について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業への影響については実際に洋上風車を設置してみないと分からないと思う。</li> <li>・ 秋田県の漁業者によると、シロザケは風車（陸上）の影（シャドー・フリッカー）におびえて逃げ惑うとのことであり、シャドー・フリッカーは影響を及ぼすと考えている。</li> <li>・ また、洋上風車の基礎部分に形成される人工岩礁には小魚を食べるキジハタ、ハタ、ソイ、カマス等の大型魚が集まり、稚魚が食べられないかと心配していた。</li> <li>・ 稚魚も6月末頃まで河口周辺の沿岸部にいるようなので、そこにも配慮が必要。</li> <li>・ サケが川に入る時期（9月～12月）は工事を中止することはできないか。</li> </ul> <hr/> <p><b>2 今後必要な取組について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サケの稚魚の放流については、現在、800万匹以上放流しており、限界に近い量だと思えるので、放流数を増やせば帰ってくるサケの量も増えるというようなことは難しいと思う。増やしてもそもそも帰ってこられなくなってしまっているという懸念がある。</li> <li>・ サケは日本海側の沿岸筋を北上していくが、サケがどこに集まって、どういうルートで北上し、川に戻るかがわからないため、回遊経路や川までどう近づいてくるのか調査を行ってほしい。</li> <li>・ 課題に対して、一つ一つ説明、対応していくことが大切と考える。漁業関係者が心配している内容について、見える形で提案、回答してもらえるとよい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洋上風力発電により想定されるサケの回遊等への影響について、別紙のとおりサケに関する有識者へのヒアリングを実施</li> <li>・ 有識者へのヒアリング結果を踏まえた風車設置によるサケの回遊等への影響調査を検討中</li> <li>・ 洋上風力発電を実施する場合は、事業者に対し、工事の実施時期について配慮を求めるとともに、事業開始前から建設工事、事業実施期間中の継続的な漁業影響調査の実施を求めることとする。</li> </ul> |

| ヒアリング先                   | 意見  | 対応の方向性   |
|--------------------------|---|--|
| 胎内川漁業協同組合<br>(令和2年3月23日) | <p><b>1 洋上風力発電により想定される漁業への影響について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洋上に建設した風車が漁礁となり、大型魚が多く集まることにより、サケやアユの稚魚が捕食されて減少するのではないかと。</li> <li>洋上風力発電事業による内水面漁業への影響がないと言えるのであれば、事業に賛成できるが、影響がないと言い切れないのであれば明確に賛成はできない。</li> <li>工事中には、パイルを打ち込む際に、濁りや騒音・振動し、魚類に影響があるかもしれない。</li> <li>事業による影響の有無は、事業後に4、5年程度モニタリングしていく必要があるのではないかと。</li> </ul> <hr/> <p><b>2 今後必要な取組について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業により内水面漁業に影響があった場合に補償してくれるということであれば賛成する。補償については、県で対応できないと思うので、事業者に対応してもらいたい。</li> <li>補償の内容としては、放流の補助をしてもらうということでもよいかもしれない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>洋上風力発電により想定されるサケの回遊等への影響について、別紙のとおりサケに関する有識者へのヒアリングを実施</li> <li>有識者へのヒアリング結果を踏まえた風車設置によるサケの回遊等への影響調査を検討中</li> <li>洋上風力発電を実施する場合は、事業者に対し、工事の実施時期について配慮を求めるとともに、事業開始前から建設工事、事業実施期間中の継続的な漁業影響調査の実施を求めることとする。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に他県の4区域で設置された「再エネ海域利用法第9条に基づく協議会」における対応を参考に検討していく。(参考資料1)</li> </ul> |

#### 4 観光協会へのヒアリングにおける主な意見と対応の方向性

| ヒアリング先                         | 意見   | 対応の方向性   |
|--------------------------------|--|--|
| <p>村上市観光協会<br/>(令和2年6月8日)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>以前、村上市において、岩船沖洋上風力発電事業について検討されていた際は、当協会として景観について、統一的な見解はまとめていない。</li> <li>景観についての評価は、個人の価値観や意識によって違うので、観光協会や旅館組合内においても、賛成・反対という形で決定することはなじまないと考えている。</li> <li>提案のあったフォトモンタージュによる検討は、議論を深めるのにはよいのではないかと思う。</li> <li>岡山県倉敷市は、夕日の絶景スポットがあるが、かつて瀬戸大橋が建設される前は、橋の位置が夕日の邪魔になってしまうということで強い反対があったが、今では橋に夕日が沈む景色が観光スポットになっている。<br/>県内の岩船沖プラットフォームも、夜はライトアップされて、観光スポットになっている。</li> <li>洋上風車が景観を損なうかどうかということにとどまらず、観光のためにどう役立てて景観をつくっていくかというところまで議論できればよいと考えている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点や名勝から洋上風力発電施設がどのように見えるかを確認する「フォトモンタージュ」による景観調査を計画</li> <li>調査の結果や地域部会における意見については法定協議会が設置された場合の意見や事業者が行う環境アセスメントに配慮されるよう求めていく。</li> </ul> <p><b>【参考】</b><br/>再エネ海域利用法に基づく「一般海域における占有公募制度の運用指針」において、「漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が整った意見のうち公募の条件となる事項については、その内容を公募占用指針に記載する」とされている。(参考資料1)</p> |
| <p>胎内市観光協会<br/>(令和2年6月19日)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に胎内市の場合、既に陸上に風車があり、洋上に設置される場合よりも手前に大きいものがあるということは、景観上はそんなに影響がないのではないかと思う。</li> <li>観光としての立場からは、もし洋上にも風車ができた場合、それを観光に活かせるようであれば、活用できればいいという意見がある。<br/>むしろ、眺望への影響がどうなるかという以前に、逆に見えた方がいいのではないかという意見もある。</li> <li>胎内市には海岸沿いは村松浜海水浴場があるが、商業施設や観光ホテルなどはない。どちらかといえば、観光面での問題がないのではないかなと思う。</li> <li>洋上風力発電ができることにより、多くの人が集まり、利用できる施設が増えていくような地域振興策についても考えてもらえるとよいと思う。</li> </ul>   |  |